

平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の決定）、平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の決定）及び平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準の決定）の一部を次のように訂正する。

平成19年8月3日

香川県知事 真鍋武紀

- 1 平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の決定）の一部訂正  
次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後		訂正前
2 略	防止法第2条第5項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）	2 適用する工場又は事業場 防止法第2条第4項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）
3 略		3 総量規制基準 総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。
項 指定地域内事業場の区分 総量規制基準		
1～13 略		1～13 略
14 平成9年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成9年12月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成9年廃掃法改正政令の施行により施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	略	14 平成9年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成9年12月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成9年廃棄物処理法改正政令の施行により施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 $Lc = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
15～22 略		15～22 略

- 2 平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の決定）の一部訂正  
次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後		訂正前

2 略 防止法第2条第5項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）	2 適用する工場又は事業場 防止法第2条第4項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）
---	---

- 3 平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準の決定）の一部訂正  
次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
2 略 防止法 <u>第2条第5項</u> に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）	2 適用する工場又は事業場 防止法 <u>第2条第4項</u> に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）